

令和5年10月24日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合

理事長 江頭 建彦

◎健康保険被扶養者の年収要件について

～ 一時的な収入変動 ～

健康保険被扶養者の認定に当たっては、対象者の年間収入（注①、注②）も要件となっています。

今般、厚生労働省からの通知により、被扶養者の収入確認の際、収入要件以上となった場合であっても人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の証明書の提出があれば認定を可能とします。同一の対象者について原則として連続2回までを上限とします。

上記に該当する場合は、対象者の勤務先の事業主から証明書の交付を受け、当健康保険組合事務局に提出をお願いします。

<注①>

- ・対象者の年齢が60歳未満の場合は年間収入130万円未満。
- ・対象者の年齢が60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合の年間収入は180万円未満。

<注②>

下記に該当する場合は、法令・通知等に基づき被扶養者の認定は取り消されます。

- ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属している場合、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る場合。
- ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属していない場合、被扶養者の年間収入が被保険者からの援助による収入額を上回る場合

以上